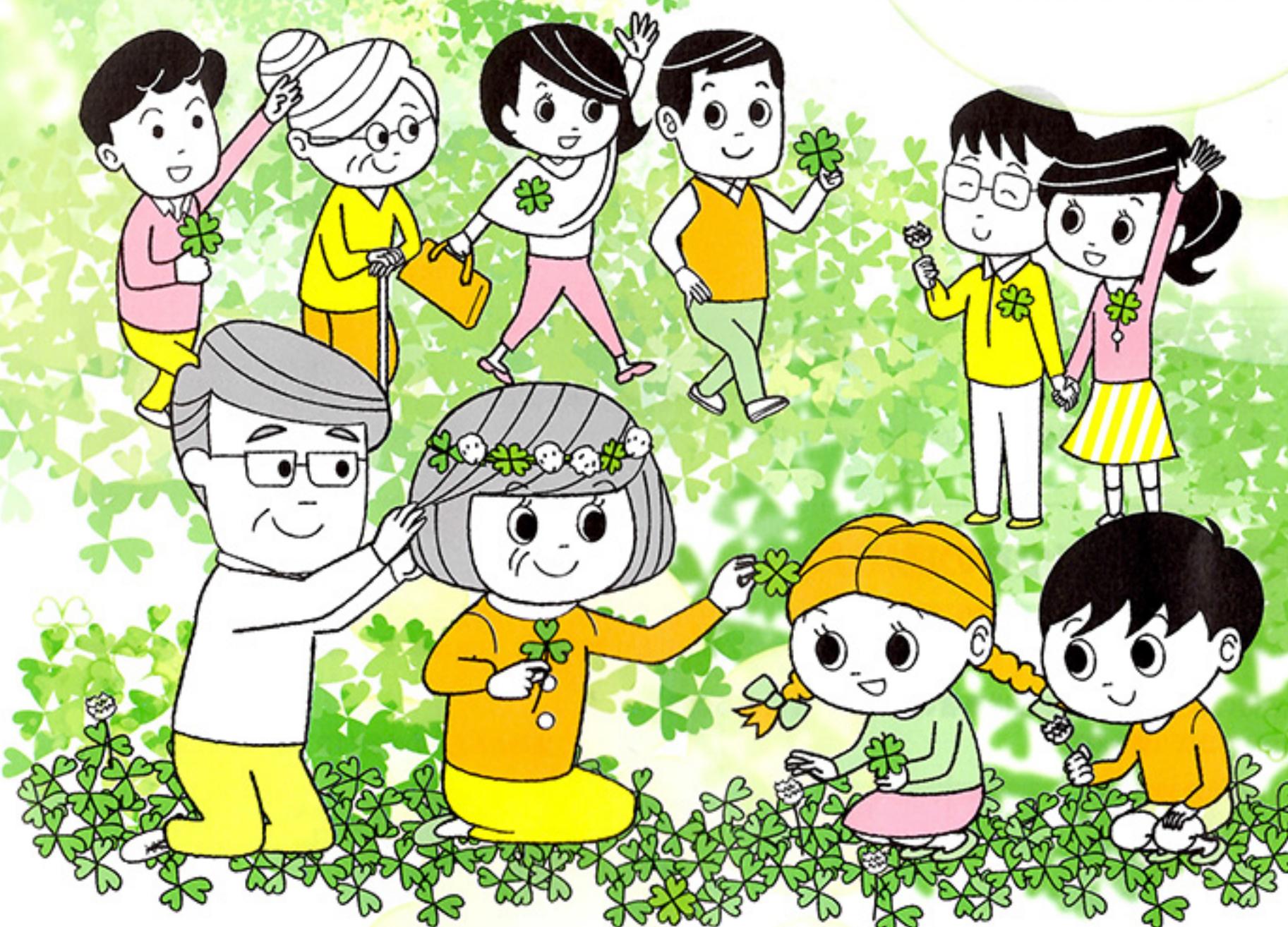


Spring
春号
vol.24

じんけんの風

宮崎県人権啓発センターだより
「人権」とは、人間らしく幸せに生きるための権利。だれにとっても身近で大切なものです。思いやりの心をもって、みんなで「じんけんの風」を吹かせましょう。



みんなが安心 おもいやりの社会

誰かをおもいやる心は、
その人を知ることからはじまります。
世代や性差を超えて、
相手の立場になって、
あたたかなコミュニケーションを
交わしましょう。

高齢者の人権を 守りましょう 高齢者虐待防止

- 特集
- じんけんinterview
(公社)認知症の人と家族の会 宮崎県支部世話人代表
吉村照代さん 3
 - 友達同士で支え合い！
ピア・サポート活動 4
 - 「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を
改定しました 5
 - 「DV」は重大な人権侵害です
～誰もが安心して暮らせる社会のために～ 7
 - 「人権啓発活動協働推進事業」の
取組紹介 9
 - わたしたちの人権講座 10

高齢者の人権を守りましょう

高齢者
虐待防止



高齢者虐待とは、高齢者の「人としての尊厳を傷つける行為」であり、高齢化が進む中で大きな社会問題となっています。このような状況を受けて、高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の尊厳を保持することを目的として、平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されています。

■ 高齢者虐待の類型 —こんなことが高齢者虐待にあたります

身体的虐待

- 殴る、つねる、蹴るなど



心理的虐待

- 侮辱を込めて子どものように扱う
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視するなど

経済的虐待

- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の年金を無断で使用するなど

介護・世話の放棄・放任

- 入浴させない、食事させない
- 介護・医療サービスを受けさせないなど

性的虐待

- キス、性器への接触、性交渉を強要するなど

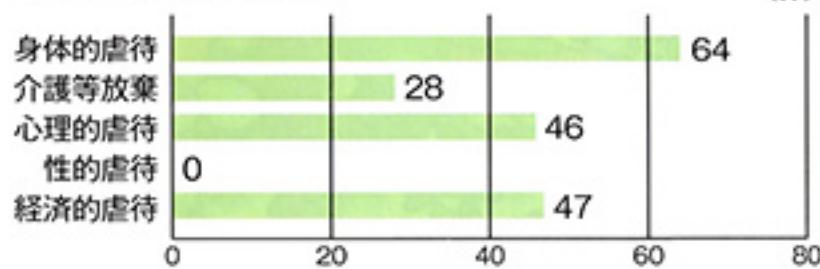
高齢者虐待を防ぐには、高齢者やその家族をやさしく見守り、声をかけるなど、地域の助け合いが大切です。みんなの協力が必要です！

■ 宮崎県の高齢者虐待の現状は

宮崎県では平成25年度に市町村に寄せられた相談・通報件数が合わせて230件となっており、事実確認の結果、高齢者虐待と認められた事例が124件（虐待された人の人数は127名）に上っています。 出典：県内における高齢者虐待の状況について（平成25年度）

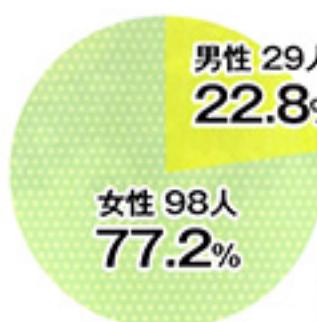
○虐待の状況（養介護施設従事者等及び養護者による虐待）

虐待の種別（複数回答）



▶「身体的虐待」が最も多く、次いで「経済的虐待」「心理的虐待」「介護等放棄」となっています。

虐待された人の性別（127名）



▶性別では「女性」が全体の約8割を占めています。

○養護者（家族等）における高齢者虐待について

家族構成

	25年度	
	人数	割合
単独世帯	12	10.2
夫婦のみ	20	16.9
未婚の子と同居	35	29.7
配偶者と離別・死別等した子と同居	19	16.1
子夫婦と同居	6	5.1
その他	25	21.2
不明	1	0.8
合計	118	100.0

▶家族構成は「未婚の子と同居」が最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」となっています。

虐待された人から見た虐待者の続柄（複数回答）

	25年度	
	人数	割合
夫	19	15.3
妻	7	5.6
息子	44	35.5
娘	27	21.8
息子の配偶者（嫁）	7	5.6
娘の配偶者（婿）	2	1.6
兄弟姉妹	5	4.0
孫	6	4.8
その他	7	5.6
合計	124	100.0

▶被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は「息子」が最も高く、次いで「娘」「夫」の順となっています。

「養護者」とは
・「高齢者を現に
養護する者であつ
て養介護施設従事
者等以外のもの」
であり、高齢者の
世話をしている家
族、親族、同居人
等が該当します。

■ 高齢者虐待を防止するには

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な問題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。

■ 高齢者虐待を早期に発見するためには、 サインを見逃さないことが大切です

高齢者虐待は、虐待をしている養護者本人には虐待をしているという認識がない場合が多く、また虐待をうけている高齢者自身も養護者をかばう、知られたくないなどの思いがあるため発見しにくい状況にあります。

そのため、高齢者虐待を早期に発見するためには、近隣住民をはじめ地域の関係者が、虐待を疑わせる「サイン」を見逃さず、いち早く気づくことが大切です。

虐待を疑わせる「サイン」には次のようなものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなっています。

養護者の態度に みられるサイン

check!

- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
- 高齢者の健康や疾患に关心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
- 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
- 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしている。

高齢者に みられるサイン

check!

- 身体に小さなキズが頻繁にみられる。
- 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
- 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
- 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
- 急に怯えたり、恐ろしがったりする。
- 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがらない。
- 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳をとられたと訴える。
- 部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
- 寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
- 昼間でも雨戸が閉まっている。
- 菜や届けた物が放置されている。



虐待を受けたと思われる高齢者の方を発見した方は、
市町村や地域包括支援センターの相談窓口までご相談・ご連絡ください。

○ご連絡をいただいた方のお名前が、周囲に漏れることはありません。安心してご相談・ご連絡ください。

市町村 の窓口

- | | | |
|---------------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| 宮崎市長寿支援課
☎0985-21-1773 | 三股町福祉課
☎0986-52-1111 | 都農町福祉課
☎0983-25-5714 |
| 都城市介護保険課
☎0986-23-3184 | 高原町町民福祉課
☎0984-42-1067 | 門川町福祉課
☎0982-63-1140 |
| 延岡市高齢福祉課
☎0982-22-7016 | 国富町保健介護課
☎0985-75-9423 | 諸塙村住民福祉課
☎0982-65-1119 |
| 日南市長寿課
☎0987-31-1162 | 綾町福祉保健課
☎0985-77-1114 | 椎葉村福祉保健課
☎0982-68-7512 |
| 小林市長寿介護課
☎0984-23-1140 | 高鍋町健康福祉課
☎0983-26-2008 | 美郷町健康福祉課
☎0982-66-3610 |
| 日向市高齢者あんしん課
☎0982-52-2111 | 新富町福祉課
☎0983-33-6056 | 高千穂町地域包括支援センター
☎0982-72-6900 |
| 串間市福祉事務所
☎0987-72-0333 | 西米良村福祉健康課
☎0983-36-1114 | 日之影町民課
☎0982-87-3902 |
| 西都市福祉事務所
☎0983-32-1010 | 木城町福祉保健課
☎0983-32-4733 | 五ヶ瀬町住民福祉課
☎0982-82-1702 |
| えびの市地域包括支援センター
☎0984-35-1111 | 川南町福祉課
☎0983-27-8008 | |



今回は
この人に
注目!

じんけん Interview

公益社団法人 認知症の人と家族の会
宮崎県支部世話人代表

吉村照代さん

安心して頼りあえる絆づくり

看護師としての経験や父の介護をきっかけに「認知症の人と家族の会 宮崎県支部」を立ち上げて25年になりますが、以前に比べて親子関係が希薄になっているように思います。まだまだ在宅で生活できる人でも老人ホームに入所されたりと、親の世話を他人に委ねることが安易になってきている気がします。しかしこれは、親世代である私たちの子育てにも責任があると思います。

団塊世代である私自身、この年になって気づいたことですが、高齢者が安心して、かつ尊厳をもって暮らせる社会を実現するには、高齢者自身の努力も必要です。周りから慕われるような高齢者であれば、たとえ自立が難しくなっても尊重され、安心して暮らせるでしょう。また、いつまでも元気で自立した高齢者が美しいという風潮がありますが、頼ることは決して悪いことじゃありません。親子間でも地域社会でも、いい意味で依存し合える関係、絆を作つておくことが大切です。

認知症になつても怖くない社会を

私が会を立ち上げた頃からすれば、認知症に対する理解もずいぶん進んできました。昔は「認知症はうつる」「遺伝する」などという人もいましたから。認知症は特別な病気ではありません。誰にでも可能性のある、ごく一般的な病気です。ですから、認知症になつても怖くない社会であればいいんです。記憶障害などの中核症状^①は次第に進行していくますが、幻覚や妄想、徘徊など周りに迷惑をかけてしまう行動・心理症状^②は、安心して暮らせる環境を整えることで、ある程度抑えられます。少々物覚えが悪くなつたとしても、この人たちと一緒に大丈夫と思える家族やご近所があれば、在宅で十分暮らすことができます。

とはいって、親やパートナーが認知症だと言われ

高齢者が尊重される社会は、 世代間の相互理解と気づきのチャンスから



た方はたいへんショックを受け、なかなか受け入れられないでしょう。私は、「100点満点の人はいません。50点くらいがんばってあとは介護サービスを利用しましょう」と言っています。介護する側ががんばりすぎない、限界と思ったら人を頼ることが大事。一人で抱えてしまうと、虐待や介護うつなどに陥ることもありますから。

私たちの会では月1回、認知症の家族を介護する方々のつどいを設けています。吐き出せる場があるということはとても大事です。ですから皆さんにも、周りに認知症の家族と生活している人や独り暮らしのお年寄りがいたら、ぜひ声をかけてほしい。最初は拒まれるかもしれません、粘り強く声かけすることで、必ず救われたと思ってもらえるときがくると思います。高齢者本人やその家族の方も、困った時は助けてと声をあげてほしい。そういう気づきのチャンスだけは、お互いに絶えず与え合ってほしいですね。

世代間交流で相互理解を深めよう

最近、子育て世代と高齢者の間にひずみが生まれていると思います。たとえば、子どもの声がうるさいというお年寄りからの苦情が増えている。自分たちも子育てをしてきたはずなのに……。顔の見える関係であれば、こういうことは起きないと思います。高齢者が若い人の子育てを手伝い、子どもたちがお年寄りをサポートするなど、もっと世代間交流を深めてお互いを理解し合うことが必要ですね。高齢者が尊重される社会を実現するには、高齢者も若い人を大切にしなければいけません。相互理解が深まれば、みんながみんなを思いやれる。私も、父や母の背に学びながら、いつまでもたくさん的人に支えてもらえるような高齢者になろうと、老いを楽しんでいるところです。

Off
Talk
おしゃべり

休日の楽しみ
「編み物、花の世話」

最近、ハマっていること
「パンを焼くこと」

好きな言葉
「ともに生きる～共生～」

*中核症状とは、脳の細胞が壊れることによって起こる記憶障害や判断力の低下など。
行動・心理症状とは、性格や環境の要因によって起こる精神症状や行動上の問題。

友達同士で
支え合い！

ピア・サポート活動

宮崎県教育委員会では、県内16の県立学校を推進校に指定し、「ピア・サポート活動」を推進しています。「ピア・サポート活動」とは、社会的自立を迎える高校生が抱える悩みや課題を生徒同士が支え合いながら解決するための知識、技能を身に付ける学習プログラムです。

ピア・サポート推進校

●平成24年度指定

宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校
宮崎県立都城農業高等学校
宮崎県立西都商業高等学校
宮崎県立延岡星雲高等学校
宮崎県立日向高等学校
宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校

●平成25年度指定

宮崎県立宮崎西高等学校
宮崎県立日南高等学校
宮崎県立延岡高等学校
宮崎県立延岡工業高等学校
宮崎県立高千穂高等学校

●平成26年度指定

宮崎県立宮崎北高等学校
宮崎県立小林秀峰高等学校
宮崎県立飯野高等学校
宮崎県立高鍋高等学校
宮崎県立門川高等学校

相手の話に親身に耳を傾けよう！～宮崎北高校の授業実践～

10月に行われた宮崎北高校のピア・サポート活動の様子を取材しました。この日のテーマは「傾聴」。「傾聴」とは、相手の話を理解しようと共感的に聴こうとする姿勢のことです。コミュニケーションの活性化を図る上でとても重要な技能です。1年生のすべてのクラスでトレーニングが行われました。

はじめに2名の先生による「消極的な聞き方」「親身な聞き方」の実演を見た後、実際に友達同士で「消極的な聞き方」を体験し合い、その印象を話し合いました。

その後、笑顔を心掛けたり、あいづちを打ったりしながら相手の話を親身に聴く「傾聴」を実践。話す側も身振り手振りを入れて思いを伝えるなど、お互いの意思の疎通が見違えるように活発になりました。

生徒の皆さんからは「安心して話ができた」「親身に聞いてくれて嬉しかった」(話し手)、「話がはずんだ」「もっと話を聞きたいと思った」(聞き手)といった感想が聞かれ、「傾聴」の効果を実感したようでした。

ピア・サポート活動を担当する米田光宏先生は「ピア・サポートトレーニングで学んだことを生かし、積極的に友達とかかわろうとする生徒が増えてきた。北高生の元気のよさを伸ばしつつ、日常的に支え合ったり尊重し合ったりする雰囲気をつくっていきたい。」と抱負を語ってくださいました。



実践学習を受けての 感想

疲れているときなど、相手の話を適当に聞いてしまうことがありました。これからは、すすんで弟の話し相手にもなってあげたいです。

関山七海さん



「傾聴」を心掛けることで、話し手と聞き手の心の距離がぐっと近づきました！



実践学習を受けての 感想

部活動の先輩と話すときに馴れ合いになってしまいがちでした。これからは、目上の人に対する礼儀にも気を配りたいと思いました。

甲斐裕基さん

お問い合わせ

宮崎県教育委員会 人権同和教育室 ☎0985-26-7252

「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を改定しました

宮崎県では平成17年に県が行う人権教育・啓発の推進の方向性を示した「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を策定し、「一人ひとりが尊重され、個性と能力が發揮される社会」の実現を目指して、総合的かつ効果的に施策を推進してきました。

しかしながら、学校でのいじめや女性・子ども・高齢者・障がい者など社会的弱者に対する暴行、虐待の増加などの問題に加え、インターネットによる人権侵害といった新たな問題が発生しているほか、策定から10年が経過し、各種人権施策に関わる法律や計画が見直されています。

このような社会情勢の変化に対応していくため、現状に即した内容とする改定を行いました。

なお、改定に当たっては、これまでの成果や課題、平成25年9月に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果や、「宮崎県人権教育・啓発推進懇話会」における委員の皆様からいただいた御意見などを踏まえ、平成26年11月定例県議会において議決をいただきました。

改定の主な内容

- 女性、子ども、高齢者等の分野別施策の課題において、関係法令・計画等を含め、現時点における現状と課題を踏まえた変更を行いました。
- 犯罪被害者等に関する問題について、警察だけでなく県の各部局が行っている取組も盛り込みました。
- 分野別施策の課題に新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」を加えました。



目標及び取組の基本

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

私たちは一人の力だけでは生きていくことはできません。家族や学校、職場、地域の中で、様々な人との関わりの中で暮らしています。一方、我が国、そして本県は、これから本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎えます。また、人、物、情報などが国境を越えて自由に行き交うボーダレス化・グローバル化もますます進んでいきます。

こうした中、「心ゆたかに暮らせるみやざき」をつくっていくためには、年齢や性別、障がいのあるなし、国籍など、一人ひとりの個性や違いを尊重し合い、一人ひとりが夢や目標を持ち、その力を伸ばし、活躍できる社会であることが大切です。

そのため、目標を次のように定めるとともに、その実現に向けて3つの取組を基本に進めています。

● 目標 ●

一人ひとりが尊重され、誰もが持てる力を發揮し、生き生きと活躍できる社会

● 取組の基本 ●

- 県民一人ひとりが人権問題を自分に関わる問題として関心を持ち、互いの人権を尊重し合える社会づくり
- 互いの個性や価値観の違いなどを認め合い、一人ひとりの能力が十分に發揮できる社会づくり
- 誰もが地域や人々のつながりの中で、共に支え合い、共に生きる社会づくり

宮崎県人権教育・啓発推進方針の概要

目標

一人ひとりが尊重され、誰もが持てる力を發揮し、生き生きと活躍できる社会

- 県民一人ひとりが人権問題を自分に関わる問題として関心を持ち、互いの人権を尊重し合える社会づくり
- 互いの個性や価値観の違いなどを認め合い、一人ひとりの能力が十分に發揮できる社会づくり
- 誰もが地域や人々のつながりの中で、共に支え合い、共に生きる社会づくり

人権教育・啓発の基本的な在り方

実施主体間の連携と県民に対する
多様な機会の提供

発達段階等を踏まえた
効果的な方法

県民の自主性の尊重と
教育・啓発における中立性の確保

施策の推進

あらゆる場を通じた推進

- 家庭における人権教育・啓発
- 学校における人権教育
- 地域社会における人権教育・啓発
- 企業等における人権教育・啓発
- 特定職業従事者等に対する人権教育・啓発

※特定職業従事者とは……

公務員、教職員等、医療関係者、福祉関係者、消防関係者、警察職員、マスメディア関係者、相談員など、人権との関わりの深い特定の職業への従事者。

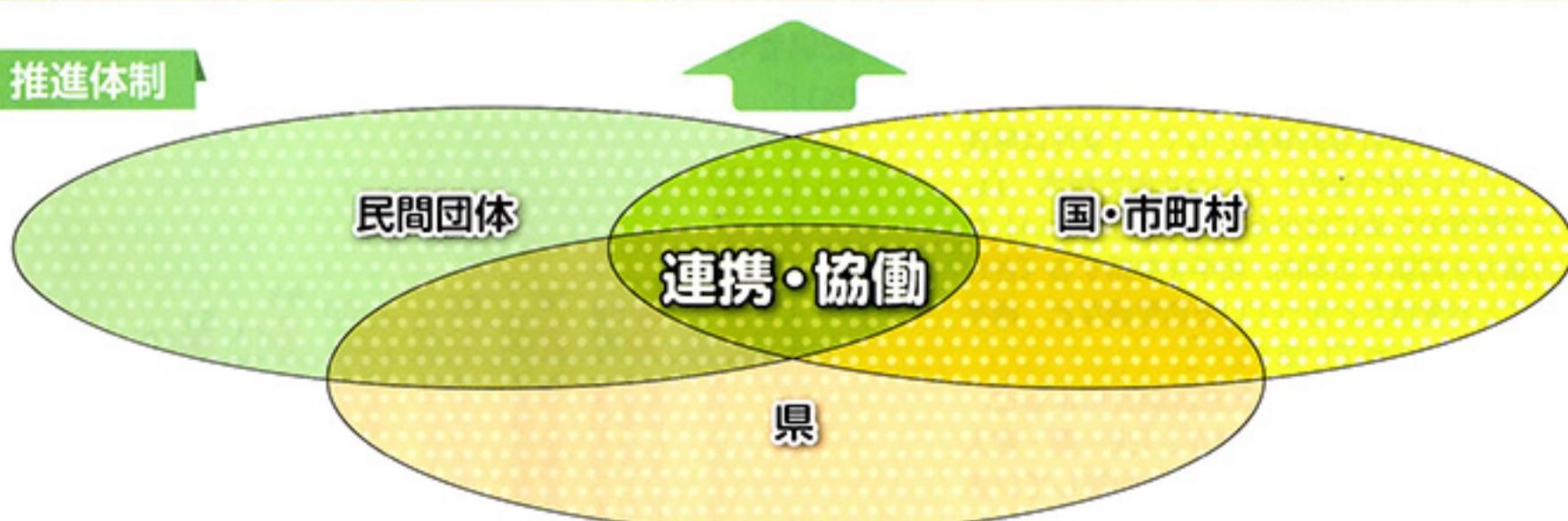
総合的かつ効果的な推進

- 実施主体の強化及び周知度の向上
- 人材の育成
- 教材・資料等の整備・充実
- 学習プログラムの開発
- 人権教育・啓発の内容及び手法の充実
- 宮崎県人権啓発センターの充実等
- マスメディア等の多様な広報媒体の活用
- 民間団体のノウハウの活用
- 人権問題に関する相談窓口の充実・連携

分野別施策の推進

- 女性 ○ 子ども ○ 高齢者 ○ 障がいのある人 ○ 同和問題 ○ 外国人 ○ HIV感染者・ハンセン病患者等
- 犯罪被害者等 ○ インターネットによる人権侵害 ○ 性的少数者(性的マイノリティ) ○ 刑を終えて出所した人
- 北朝鮮当局による拉致問題等 ○ その他

推進体制



「DV」は重大な人権侵害です

～誰もが安心して暮らせる社会のために～



1.DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人など親密な関係にある（またはあった）者からふるわれる暴力で、相手を自分の思いどおりに支配しようとする態度や行動のことをいいます。

■ 暴力の種類

身体的暴力	・殴る、蹴る、物を投げつける、髪を引っ張る ・刃物などを体に突きつける
精神的暴力	・大声で怒鳴ったり、おどしたりする、無視する ・人前で侮辱的、差別的発言をする
性的暴力	・性的行為を強要する、避妊に協力しない ・見たくないポルノビデオや雑誌を見せる
経済的暴力	・生活費を渡さない、お金を取り上げる ・就職や仕事を続けることを妨害する
社会的暴力	・交友関係や電話を細かく監視する ・外部との接触を制限する
子どもを利用した暴力	・子どもの前で暴力をふるう ・子どもに危害を加えるとおどす



殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的・性的暴力など様々な形があり、それらが複雑に重なり合って被害者の心と身体を傷つけます。

■ DVを理解するためのQ&A

Q 暴力をふるう人は特別な人ですか

A 加害者は特別な人ではありません。

加害者の状況を見ると、年齢・学歴・職業などの一定の傾向はありません。日常的に暴力をふるう人もいれば、人当たりがよく、社会的信用もあり、周りの人からは、「とても暴力をふるっているとは考えられない」と思われている人もいます。

Q なぜ被害者は逃げないのですか

A 「逃げない」「逃げられない」背景には、さまざまな問題が存在します。

例えば、「逃げたら自分や家族に危険が及ぶかもしれない」という強い恐怖感は、家を出る決心をするのが難しくします。また、被害者の多くが女性であり、「夫の収入がないと生活できない」、「家を出たら住む家がない」といった経済的な問題を抱えるケースも見られます。

Q 子どものために我慢した方がよいのでは

A DVは子どもの心身の発達や成長過程に影響します。

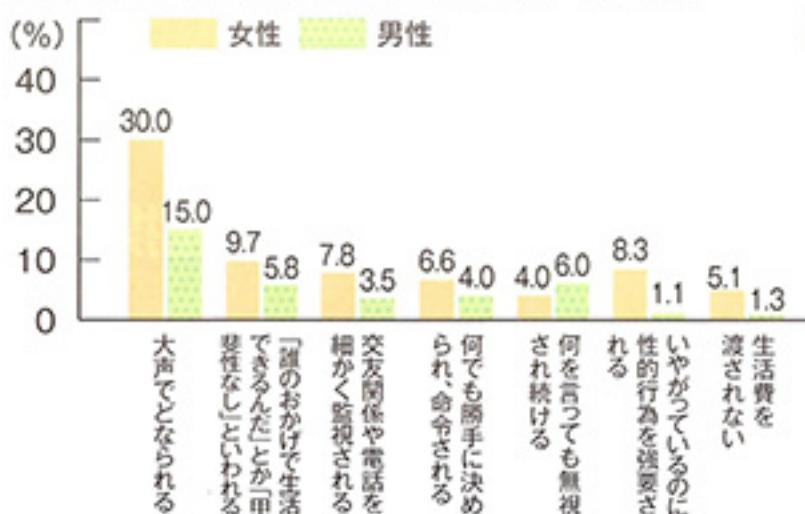
暴力を目撃する子どもは、大きな衝撃やストレスを受けており、子どもの心身の発達、成長過程に大きな影を落とします。また、暴力が子どもに向かされることも少なくありません。

■ DVの起こる背景

DVが起こる社会的背景として、「女性は男性の言うことに従うもの」といった固定観念、「しつけや教育のためには少々の暴力は仕方ない」などの暴力を容認する傾向、相手を束縛する（される）ことが愛情だと思っている恋愛観など、様々な原因が指摘されています。

平成22年に実施した県民意識調査によると、女性の約4割、男性の約2割が、「夫・妻・恋人から暴力を受けたことがある」と回答しています。

配偶者等からの暴力を受けた経験（宮崎県）



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」
(平成22年)

※主なもののみ抜粋

○あなたの周りでこんなこと起こっていませんか？

ケース① 束縛編・



ケース② 性的強要編・



デートDVについて

結婚していない交際中の男女間で起こる暴力を「デートDV」といいます。

平成26年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」いわゆる「DV防止法」が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。

ケース③ 携帯チェック編・



2.誰もが安心して暮らせる社会のために

性別にかかわりなく、一人ひとりが個性と能力を十分発揮することのできる社会を、「男女共同参画社会」といいます。私たちが目指す男女共同参画社会は、個人が尊重される社会であり、その基礎となる理念は人権の尊重です。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。お互いを尊重し、「暴力は許さない」という意識を皆で共有することが大切です。

3.配偶者や恋人などからの暴力に関する相談窓口

相談機関	電話番号	相談時間
宮崎県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	0985-22-3858	月～金曜 9:00～20:30 土・日曜 9:00～15:00
警察安全総合相談窓口	0985-26-9110	月～金曜 8:30～17:45 ※最寄りの警察署でも相談に応じています
宮崎県男女共同参画センター	0985-60-1822	月～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～16:00

相談は無料です。
秘密は守られます。

このほか、DV相談ナビでは、お近くの相談窓口を自動音声でご案内します。

ここに電話

DV相談ナビ **0570-0-55210** (全国共通ダイヤル)

「人権啓発活動協働推進事業」の取組紹介

宮崎県では、民間団体等が有する高度な専門性やネットワークを活用し、協働しながら効果的な人権啓発活動に取り組む「人権啓発活動協働推進事業」を実施しています。

今年度も企画を募集し、応募のあった中から次の3件を委託事業として選定し、実施しましたので、その概要をご紹介します。



実施団体 m20

あした 明日への詩の朗読と音楽会 70年の時を越えて

期 日=平成26年11月5日(水)

会 場=宮崎市民プラザ(オルブライトホール)

来場者=約300名

ヨーロッパでの人種・民族迫害の歴史、日本での戦争・被爆の歴史を声優・俳優の語りによってひもときながら、これらに関する音楽の演奏、詩の朗読、歌などで繰る舞台芸術公演を開催しました。

【演奏曲目】ジョン・ウィリアムズ「シンドラーのリスト」、ベートーヴェン「ピアノソナタ第14番・月光」ほか

【朗読作品】峠三吉「としどったお母さん」、茨木のり子「わたしが一番きれいだったとき」ほか

【出 演】緒方賢一(ナビゲーター・朗読)、池田知聰(朗読)、かみもと千春(朗読・歌唱)、まなべゆみ(朗読)、神水流じん子(朗読・歌唱)、ミール(稻田竜斗(ヴァイオリン)、稻田由香里(ピアノ))、黒木奈津季(ピアノ)



実施団体

株式会社 エムアイビーテレビ

人権とメディアリテラシー

インターネットの利用・普及に伴って増加傾向にある人権に関する問題や、スマートフォンを含むインターネットメディアの特性を正しく理解し、メディアリテラシーの重要性等について考えていただくため、全3話の番組を制作し、インターネット上の放送局(MIBTv)で配信しました。

各話MC 横山由美(フリーアナウンサー)

○第1話「学生とメディアリテラシー」

【出演】大学生3名

○第2話「子どもを守るメディアリテラシー」

【出演】高校生の保護者3名

○第3話「インターネットにおけるメディアリテラシーの必要性」

【出演】四方由美氏(宮崎公立大学人文学部教授)



実施団体 特定非営利活動法人障害者自立応援センター YAH! DO みやざき

自己責任が叫ばれる今、もう一度、「生命」を考えよう! —出生前診断、尊厳死は誰を幸せに導くのですか?— **「生命を考える講演会」**

「出生前診断」、「尊厳死法」、「重度障がい者の生命」をテーマにした「生命（いのち）を考える講演会」を、3回にわたり開催しました。



○「出生前診断」を考える講演会

期 日=平成26年11月2日(日)

※当初10/5開催予定でしたが、台風のため上記日程に変更

会 場=宮崎市中央公民館 大研修室

講 師=松永正訓氏（千葉県小児外科医）

岩元 綾氏（鹿児島県翻訳家 ダウン症当事者）

岩元昭雄氏（岩元綾氏の父親）

参加者=約50名

○「尊厳死法」を考える講演会

期 日=平成26年10月19日(日)

会 場=みやざきアートセンター4階ギャラリーI

講 師=川口有美子氏(NPO法人ALS/MND
サポートセンターさくら会理事)

参加者=約50名



○「重度障がい者の生命」を考える講演会

期 日=平成26年11月15日(土)

会 場=清武町文化会館 小ホール

講 師=立岩真也氏（立命館大学先端総合学術
研究科教授）

発表者=県内の重度心身障がい者及びALS患者
や家族・関係者

参加者=約80名



わたしたちの 人権講座

宮崎県人権啓発センターでは、研修・視察に来られた方々を対象に「わたしたちの人権講座」を開いています。

人権講座では、ビデオや資料を使いながら、「人権」について楽しく学ぶことができます。多くの皆さまが当センターを訪れ、受講されています。

*「わたしたちの人権講座」の申し込みは、随時受け付けています。場所は当センター内の研修室、定員は1回あたり20名くらいまでです。時間は概ね60分程度ですが、内容により調整します。研修内容、その他の相談にも応じます。

詳しくは、宮崎県人権啓発センター
TEL.0985-32-4469まで、
お問い合わせください。



平成26年11月18日㈫
「日之影町立高巣野小学校家庭教育学級」の皆さん

宮崎県人権啓発センターの ご案内

vol.24

平成27年3月2日発行 通巻 第24号 ○ 諸撰・刊行 / 宮崎県人権同対策課 (第3回発行)

1 研修会の実施

- ・人権担当者養成講座・県民人権講座
- ・人権ファシリテーター養成講座

2 研修会への講師派遣及び紹介

- ・企業や民間団体等の研修会への職員派遣
- ・外部講師の紹介

3 人権啓発情報誌及び資料の作成

- ・「じんけんの風」やパンフレット、啓発資料等の作成

4 ホームページでの情報提供

- ・研修やイベント、センターの事業内容などを紹介
宮崎県人権ホームページ
<http://www.m-jinken.jp/>

5 人権啓発ビデオ等の貸出

- ・DVDやVHSや図書、機材等の無料貸出

6 人権に関する相談

- ・人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます。
人権相談専用電話 0985-26-0238

7 わたしたちの人権講座の開催

- ・センター研修室での人権講座

8 団体情報登録制度

- ・県内の人権啓発に関する活動や人権問題に取り組んでいる民間団体・グループを対象とした団体に関する情報の登録制度です。

団体情報登録のメリット

- ・研修室などセンターの施設の利用
- ・各種啓発事業や研修会等の案内・情報誌「じんけんの風」をはじめとする啓発資料の配付などの情報提供

登録の方法

- ・所定の登録申込書に必要事項をご記入の上、活動内容のわかる資料を添付して、センターにご提出ください。

**図書・ビデオ・DVD等
を貸し出しています**

当センターでは、人権に関する図書やビデオ・DVD等を無料で貸し出しています。個人はもちろん、学校の授業や職場の研修等にご活用ください。貸出の際には、あらかじめ貸出利用登録をお願いします。登録の手続きについては、センターにお尋ねください。

◇貸出冊数及び貸出期間

- | | | |
|-------------|--|------------|
| 図 書 | 貸出冊数：3冊以内 | 貸出期間：14日以内 |
| DVD等 | 貸出本数：3本以内 | 貸出期間：14日以内 |
| 機 材 | 貸出期間：14日以内 (機材…16mmフィルム映写機、ビデオテッキ、プロジェクター、スクリーン) | |

◇ビデオ・DVDについて

ライブラリー所蔵のビデオ・DVDの種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参考ください。また、在庫確認のため、貸出申込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いします。

**おすす
め DV
D 紹介****美しいメッセージ**

2001年制作／27分



同和問題を取り上げたアニメとして、好評の作品。これまでVHS版のみ所蔵していましたが、新たにDVD版をラインナップに加えました。

私たちの声 3人の物語

2013年制作／45分



人権に関する中学生の作文をもとにしたミニドラマ3編（各15分）。活用方法を細かく示した手引も付いています。

編集後記

数十年ぶりに春季キャンプに行きました。家族連れや友人同士、応援するチームのグッズを身に付けた熱心なファンやサポーターなど、老若男女、県内外の多くの方々と一緒に臨時バスに乗りました。車中では、キャンプのこと限らず、宮崎グルメの情報交換など、たまたま隣になったと思われる人同士でも様々な話題で盛り上がっていました。こんなふうに何かの共通点をきっかけに集まる機会があると、人との繋がりがさらに広がるかもしれません。ちなみに私は6年前に試合会場で知り合った人と2年ぶりに会い、今シーズンのチームの健闘を共に祈ってきました！

(黒)

**宮崎県人権啓発センター**

宮崎市橋通東2-10-1 県庁8号館6階
(宮崎県人権同対策課内)

情報・ご意見などをお待ちしています。
<http://www.m-jinken.jp/>

TEL.0985-32-4469 FAX.0985-32-4454